

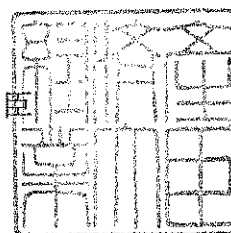
経済産業省

平成20・04・18統第1号

平成20年4月21日

総務大臣 殿

経済産業大臣



商業統計調査に係る承認事項の一部改正について（申請）

上記の件について、別記のとおり改正する必要があるので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項の規定に基づき申請します。

商業統計調査に係る承認事項の一部を次のように改正する。

第2項第1号から第3号までを削り、第1号及び第2号を次のように改める。

1 商業調査は、平成9年以後5年ごとに行う。

2 調査の期日は、6月1日とする。

第3項中のただし書きを削る。

第4項本文中「本調査及び簡易調査は、それぞれ」を「商業調査は、」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項本文の次に(1)から(18)を加える。

- (1) 事業所の名称及び電話番号
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (4) 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号
- (5) 事業所の開設時期
- (6) 従業者数等
- (7) 年間商品販売額等
- (8) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (9) 商品手持額
- (10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- (11) セルフサービス方式採用の有無
- (12) 売場面積
- (13) 営業時間
- (14) 来客用駐車場の有無及び収容台数
- (15) チェーン組織への加盟の有無
- (16) 年間商品仕入額の仕入先別割合
- (17) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
- (18) 企業の事業所数等
 - ① 企業全体の業種区分
 - ② 商業事業所数
 - ③ 従業者数
 - ④ 年間商品仕入額
 - ⑤ 年間商品販売額
 - ⑥ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

第5項第1号及び第2号を削り、同項本文の次に(1)から(5)を加える。

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の所在地
- (3) 本社等一括調査情報
- (4) 事業所番号

(5) 異動状況

第6項第1号(1)を次のように改める。

(1) 商業調査の準備調査は、別紙様式第1に掲げる商業準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。

第6項第2号中の「本調査及び簡易調査」を「商業調査」に改める。

第6項第2号(1)を次のように改める。

商業調査は、別紙様式第2に掲げる調査票を用いて自計方式によって行う。

第7項第1号本文中の「の本調査及び簡易調査のそれぞれ」を削り、同項第1号(1)及び(2)を削り、同項第1号本文の次に(1)から(17)まで加える。

- (1) 事業所数
- (2) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (3) 事業所の本店・支店の別
- (4) 事業所の開設時期
- (5) 従業者数等
- (6) 年間商品販売額等
- (7) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (8) 商品手持額
- (9) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- (10) セルフサービス方式採用の有無
- (11) 売場面積
- (12) 営業時間
- (13) 来客用駐車場の有無及び収容台数
- (14) チェーン組織への加盟の有無
- (15) 年間商品仕入額の仕入先別割合
- (16) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
- (17) 企業の事業所数等
 - ① 企業全体の業種区分
 - ② 商業事業所数
 - ③ 従業者数
 - ④ 年間商品仕入額
 - ⑤ 年間商品販売額
 - ⑥ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

第8項中の表

関 係 書 類	保 存 責 任 者	保 存 期 間
準備調査名簿の写し	都道府県知事及び市町村長	本 調 査 5年 簡易調査 3年
準 備 調 査 名 簿	経 済 産 業 大 臣	本 調 査 5年 簡易調査 3年
調査票及びフレキシブルディスク	経 済 産 業 大 臣	本 調 査 5年 簡易調査 3年
集 計 表	経 済 産 業 大 臣	本 調 査 10年 簡易調査 5年
調査票を収録した磁気テープ	都 道 府 県 知 事	本 調 査 5年 簡易調査 3年
調査票及び集計表を収録した磁気テープ	経 済 産 業 大 臣	永 年 保 存

」を

関 係 書 類	保 存 責 任 者	保 存 期 間
準備調査名簿の写し	都道府県知事及び市町村長	5年
準 備 調 査 名 簿	経 済 産 業 大 臣	5年
調査票及びフレキシブルディスク	経 済 産 業 大 臣	5年
集 計 表	経 済 産 業 大 臣	10年
調査票を収録した磁気テープ	都 道 府 県 知 事	5年
調査票及び集計表を収録した磁気テープ	経 済 産 業 大 臣	永 年 保 存

」

に改める。

第11項第1号及び第2号を削り、同項本文の次に(1)から(14)までを加える。

(1) 事業所の開設時期

- (2) 従業者数等
- (3) 年間商品販売額等
- (4) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (5) 商品手持額
- (6) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- (7) セルフサービス方式採用の有無
- (8) 売場面積
- (9) 営業時間
- (10) 来客用駐車場の有無及び収容台数
- (11) チェーン組織への加盟の有無
- (12) 年間商品仕入額の仕入先別割合
- (13) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
- (14) 企業の事業所数等

別紙様式第2及び第4を削り、同第1及び第3中「(本調査用)」を削り、「第3」を「第2」に改める。

別表第1号中の「本調査分」を「商業調査」に改め、別表第2号を削る。

商業統計調査の実施時期の変更を求める理由

- 1 商業統計調査は、商業の実態を明らかにし商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和27年から2年毎に実施してきており、その後、昭和51年以降3年周期となり、さらに平成9年以降5年周期で本調査を実施し、本調査の2年後に簡易な方法による調査（簡易調査）を実施している。したがって、平成21年に実施する調査は簡易な方法による調査（簡易調査）に当たる。
- 2 「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日 閣議決定）等に基づき、経済センサスの枠組み及び経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化について検討を行う「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置され、同検討会における検討の結果、平成18年3月、「経済センサスの枠組みについて」が決定された。
- 3 この中の整理によれば、商業統計調査について、平成21年商業統計調査（簡易調査）は、報告者負担軽減等の観点から経済センサスの創設に伴い廃止し、現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している商業政策上必要な調査事項（商品販売額、売場面積等）については、変化の激しい商業の実態を的確に把握する観点から、平成23年に実施される経済センサスー活動調査において引き続き調査することとされている。

以上が、商業統計調査の実施時期の変更を求める理由である。